

子どもとケータイ

—リスクを回避し楽しく使うには—

岡田 朋之

子どもの安全とリスク・コミュニケーション研究班研究員
総合情報学部教授

はじめに

はじめに本稿のポイントを示しておく。子どもたちとケータイ、インターネットとの関係について、まず実態はどうなっているのかを大まかに示す。以下では「子ども」という際に、小学生から高校生くらいまでを想定している。そこでの実情と、どんな危険があるのか、ということを中心に紹介した上で、情報モラルやマナーについての教育がどのように必要なのか、さらにはどのように実践していけばよいのかを述べる。言い換えれば、ユーザーとして子どもたち自身がいかに身を守るかということ、それから情報発信をおこなう上での地位と責任をどう果たすのかについてどのように学ぶかということでもある。同時にそれは被害を回避することや、加害者にならないための教育にも繋がっていくと考えられる。

1 ケータイ、ネット利用と情報モラルに関する現状

まず、ネット利用およびケータイ利用と情報モラルに関する現状について、筆者の関わった二つの調査を紹介する。

一つ目は兵庫県教育委員会の「インターネット社会におけるいじめ問題研究会」が実施した「インターネット及び携帯電話の利用状況等に関する調査」である。これは全兵庫県下の公立学校で小4・小6・中1・中3・高1・高3と一学級ずつサンプリングをおこない、その学級の全児童生徒と保護者の両方に質問紙を配布したものだ。さらに各学校に対してもそれぞれ学校の状況を尋ねている。総サンプル数は児童生徒が11,675名、保護者が10,253名という非常に膨大な数に達した。

まず、自宅で自由に使えるパソコンと、ケータイについて尋ねたところ、まず小学生ではパソコンを半数近くが家で使っている。中学生でほぼ7割に達し、高校生では7割を超えている。ケータイは小学生だと2割くらいは自分専用のものを持っているという。中学生では4割にお

よび、高校生になると95%と、ほとんどが持っているのが現状となっている〔兵庫県教育委員会、2007〕。(図1)

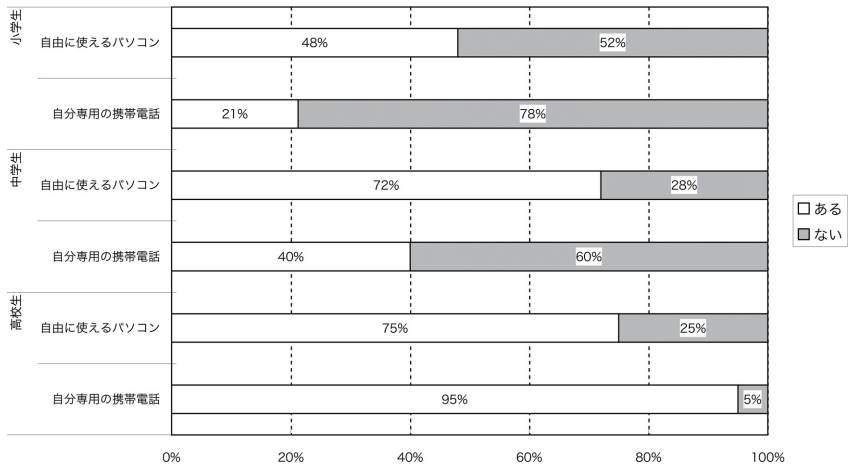


図1 自由に使えるPC、自分専用のケータイ
出所：兵庫県教育委員会、2007

次に紹介するのは、兵庫県の阪神南県民局が尼崎、西宮、芦屋の三市の各市立小学校の5年生の児童とその保護者を対象として携帯電話について調査を実施したものである。それによると携帯電話を使っている児童は3割に達していた。またほかにも、携帯電話を所持しているうちの8割の児童がメールを使っていること、あるいは写真を撮ったり音楽を聞いたりゲームをやったりといったことをすでにおこなっている点が明らかになった〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。(図2)

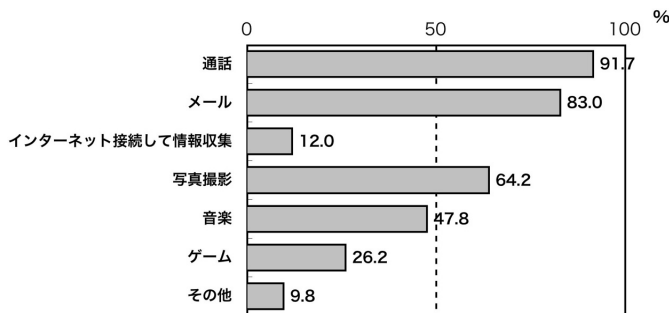


図2 小学生の携帯電話の利用内容
出所：兵庫県阪神南県民局、2007

さらにウェブのサービスでは「プロフ」や「前プロ」などと称される「前略プロフィール」

であるとかブログなどのサイト、あるいは「ミクシィ」「モバゲータウン」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などがある。それぞれの会員数は例えばミクシィは2,000万人、モバゲータウンだと1,500万人に達しているとされる。大阪府教育委員会の調査によれば、高校3年生、さらには高校1年生でもSNSの利用は約半数におよび、掲示板にも書き込みをよくおこなっているとの結果が出ている。それは小中学生にも広がってきている現状がある。「前略プロフィール」などのプロフサイトも中高校生の2割近くが利用していると調査結果に示されている〔大阪府教育委員会、2008〕。(図3)

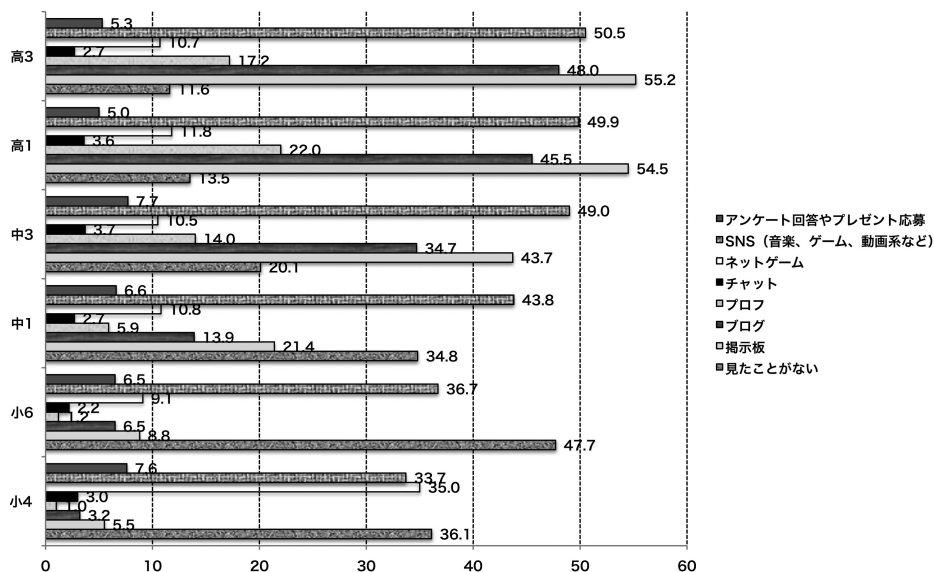


図3 よく見たり利用したりするサイト
出所：大阪府教育委員会、2008

2 何が問題なのか？

その中で具体的にどのような問題が起こっているのかということを見ていこう。

以下では川崎市PTA連絡協議会が整理しているリストを紹介する。そこでは(1)ブログや掲示板での誹謗中傷(学校裏話・学校裏サイトなど)。さらにはそこで写真や個人情報等を不当開示するもの。(2)チェーンメール、(3)「死ね死ねメール」、それから、(4)掲示板「あらし」、(5)ワンクリック詐欺、(6)架空請求詐欺、(7)なりすまし(差出人詐称)、(8)プロフ(プロフィールサイト)、(9)ソフトウェアクラック(データクラック)、(10)携帯電話フリーダウンロードという10項目にまとめられている〔川崎市PTA連絡協議会、2010〕。

ほかの例では、例えば先に紹介した小学生のケータイに関する調査では、傷つくようなメールを受信するなど、メールに関するトラブルが12%、自分の中傷メールを回読されたもの4%

などが挙げられている一方で、逆に元気づけられたとか仲良くなったなどという好ましい影響も出されている〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。

そのほかには危険なサイトへのアクセス、ウイルスへの感染、あるいはブラウザクラッシャーといって勝手にどんどんウィンドウが開いていって取捨がつかなくなるもの、フィッシング詐欺に引っ掛かるなどというのも考えられる。またネットショッピングやネットオークションに勝手に申し込んでいるケースもある。こうした注文はクレジットカードでなくても現金の代引で宅配便などを使えるので、勝手に申し込まれたために家の人が身に覚えのないものが届いて後になって分かる、ということも起こっているという。

また、ゲーム機のインターネット機能が非常に充実しているため、それによる問題も生じるようになった。オンラインゲームが普及するなかで、ゲームのプレーヤー同士で出会い系的に情報交換をして、後でゲームの外の場で会いに行くというようなことをやってしまう者もいる。例えばある高校生の母親が話をしていた例では、ある日夕食を終えた子どもが「じゃあ、約束があるから行って来るわ」と言って階段を上って、自分の部屋に行くので、「何だろう」と疑問に思った。聞けば、自分の部屋でやっているゲームの中で夜に会う約束をしていて、そこで他の人と会って一緒に遊ぶことになっていて驚いたという。小中学生がそういう場に入っていくと意外な落とし穴にはまってしまうおそれがある。またオンラインゲームでは「のめり込み」の危険もある。自分がゲームから落ちていて、参加していない時でもゲームの全体が進行していく場合があるため、その間どうなっていくか気になってしょうがないのでついついゲームを続けてしまい、寝食を忘れて生活リズムが崩れてしまうというようなことが起こっている。

「マジコン」とよばれる携帯ゲーム機のバックアップ機能を用いた非正規ソフトが出回っており、これはほとんどが違法なのだが、それをダウンロードして問題となるケースも多い。そこにはウイルスやマルウェアが入っていて、サイバーテロの温床になる場合もある。「BOT」といってロボットのように自動的に作動するソフトが組み込まれていることによってある時間になるとサイバーテロにアクセスしに行くというものだ。自分は知らず知らずのうちにやっているのだが、犯罪行為の温床になっていて、それを幫助する行為にもなりかねないということで問題にもなっている。

次に、チェーンメールについて、具体例を挙げて問題を少し解説しておく。筆者が2008年に実際に相談を受けた例では、小学校6年生の女の子の母親から、子どもが以下のようなメールをもらったが、どうしたらいいかというものであった。その内容は、ある女性が夫を通り魔からガソリンをかけられて焼き殺されたが、捜査がはかどらないために暴力団に依頼して犯人を捜すためにこのメールを回しているというもので、文面にはメールを回さなかったために殺された人のフルネームが三十余名も記されていた。(表1)

普通の大人であれば、ハッキング通信が可能で個人情報がダダ漏れであるとか、何十人も殺されているとかいったことがあるはずがないと容易に想像がつく。個人情報の問題については、

表1 チェーンメールの具体例（原文ママ、一部抜粋）

メールを受けとった方は【※VWXX102】という機械で本社に登録されます。
登録解除の場合メールアドレスを持っての方10人にメールを回して下さい。
犯人を少しでも早く見付けるためです。
注)) 犯人ではないという方は※必ず・メールを回して下さい。
もし万が一止めてしまった方は組員がその方を殺害しに行きます。
(中略)
※【VWXX102】はお使いの携帯会社(例aubykDDI社、DoCoMo等)とのハッキング通信
が可能な機械です。
したがってメールを止めた方等の情報(名義、年齢、職業、住所等)が全て本社に行きます。

かつて、480万件にもものぼる個人情報の漏えい事件を起こしたソフトバンクが、それをきっかけに大幅にセキュリティを強化したというのがある。筆者もソフトバンク本社を見学したことがあるのだが、データセンターにはジャケットなどポケットのある服を着て入ることができなかつたり、筆記具を持って入れなかつたりという規則があり、ある種完全な滅菌室のような造りになっている。そこに入ってさまざまなデータの確認や操作はできるのだが、当然パソコンはおろかメモなども持ち込めないようになっているのである。その部屋は見学コースでガラス越しにみられるようになっていて、NASAのスペースシャトルや探査機などの打ち上げで使うコントロールルームのような部屋で、多数のモニターが何重にも列になっていて座席があり、そこに何十人もスタッフが張り付いている。そして社内でデータにアクセスする動作があると、室内のパトライトがクルクル回る。そうした監視の目があるため、社内で不審な行動は取れないようになってきているというのが今の状況なのである。同社はそうした設備を約40億円かけて整備したとのことだが、それほど携帯電話会社の情報セキュリティは厳重に管理されているのである。

しかし、小学生が先のようなチェーンメールを受けとってもそんなことは想像の範囲外であり、相当なショックを受けて「どうしよう」とうろたえてしまっても不思議ではない。その際にきちんと親などの誰か大人に相談することができて、的確にアドバイスでも受けられれば、問題は回避できるはずである。またある程度知識の持った子どもなら無視することもできる。しかし初めてこういうのをもらって途方に暮れてしまう子も存在する。結局このケースで相談を受けた女の子は筆者が「そんなの気にしなくていいよ」と言う前にすでに転送してしまい、非常に後味の悪い結果になったという。送った側も、もらった方もお互いに気まずいことになってしまう。したがって、そうなる前にどうやって防いでいったらいいのかが問題となる。

また、子どもたちに共有されている風潮として、受けとったメールへの素早い反応が求められる、というのがある。「5分ルール」とか「30分ルール」などといったかたちで、時間内に返信がないと「どうしたんだ」と後で怒られてしまうのである。そうするとメールへの対応もともすれば直観的、感覚的となってしまうがちになる。同様にブログや掲示板でコメントを付ける場合などでちょっと気にさわるようなコメントがあつて反応すると、感情的に対応して

しまつてどんどんエスカレートする場合もある。メールがループしていったり、応酬になつたりもするが、よくありがちなのは「おやすみメール」におけるメールループだという。深夜にメールの会話で盛り上がるなどした後に「じゃあ、おやすみ。また明日」と送った返事で、「おやすみ、また明日」と返し、それにたいしてさらに「じゃあね、またね」「またね」という具合にエンドレスになってしまうのである。最後にメール送信した後そこで終わってしまうと、送った側は取り残されたような少し寂しい感じに苛まれる。その感覚がお互いにあるために、互いに送り合うと結局キリがなくなってしまうという。中・高校生にはありがちな悩みだとされるが、筆者の担当する講義でこの話題を紹介すると、身に覚えがあるというコメントを寄せる受講生も少なくない。

3 対策について

以上のようなさまざまな問題に対してどう対処すべきかを以下に述べていこう。まず子どもたちに携帯電話を持たせるかどうかということが問題にのぼる。これについては、中学・高校生では自分が持ちたがるのだが、小学生に関しては先に紹介した兵庫県阪神地区の小学校5年生の調査では70%は親が持たせるように持ちかけたということになっている。これには「見守り」のためという理由が大きいと考えられるが、とりわけ阪神地区は比較的中学受験の割合が高い地域であるため、塾通いで夜遅くなった際に連絡をとったり、お迎えに行ったりする上で必要になるという事情がある。親たちはそうはしていても持たせる時期はやはり中学生、高校生以上にしたと思っているわけであるが、実際には3割が持たせていると調査結果に表れている〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。

また、親たちが持たせようとする背景はほかにもあり、その中に近年の公衆電話の台数の減少が挙げられる。1990年の時点では全国で83万台あったものが、2009年度末の時点で全国28万台と、ほぼ三分の一にまで減少している〔総務省、2010〕。そうした状況の中でどうやって親子が連絡を取りあうかという事情から携帯電話を持たせざるをえないという結論に至るようである。しかしそれは「見守り」であると同時に「監視」でもある。親たちは学校や塾の行き帰りを見守っており、逆に見守られることによって子どもたちは安心なわけだが、それが中学生になって親に見守られたいか、あるいは高校生になってからではどうかとなると、状況は変わってくる。18歳や19歳になっても親に見守られたいかといえ、むしろ「ほっといてくれ」という意識を持つ方が自然であろう。したがって、どこまで見守るのか、どこでお互いに責任を持った自立を認めるのかという折り返いをつけなければならない問題なのである。

また、持たせると決めたなら「トラブルシューティング」や「トラブル回避の方法」を最低限教えておくべきである。一般的に小学校に上がる子どもを持った親たちは、就学に際して通学路の確認を子どもと一緒にやるのが少なくないであろう。例えば交差点の信号はどうやっ

で渡るか。「この信号だったらこのタイミングで車が来たりすることもあるし、右折車が来るかもしれないから気をつけなさいよ」とか、「踏切があるからここはちゃんと鳴り始めたら待っておきなさいよ」といった事柄を、ポイントごとに具体的にひとつひとつ確認しながらたどって行くのである。ひるがえって、ケータイを持たせる時にそれと同じようなことをやっている親たちがどれだけいるか疑問である。しかし、例えば幼稚園児から小学生に上がる時に、いきなり高性能の携帯電話を持たせるというのは、幼稚園児にいきなり高性能のスポーツカーを公道で運転させるようなものだといっても差し支えないだろう。インターネットの世界というのは街路と同じようなものであり、さまざまなリスクがあって、どこでどういうところにアクセスするとどんな問題が起こるのかという事情は、ある意味、外歩きと変わりがない面があるといえる。

そのために何をすべきかといえば、まず子どもたちに勝手な行動をさせないということもあるほか、「フィルタリング」を利用してリスクの高いサイトにアクセスできないようにする方法がある。導入された当初は、オール・オア・ナッシング的な仕様でアクセスできるかできないかの二者択一的だったものが、近年はある程度細かい設定が可能になってきた。例えば小学生であればまずウェブアクセスができないようになっていて、中学生なら公式サイトだけなら利用できるとか、高校生だったらブラックリストに載っているサイトはアクセスさせないといった利用形態が選択可能になっている。ところが先に触れた兵庫県のインターネットのいじめ問題の調査の中では、保護者がフィルタリングをどう使っているかという項目で以下のような結果が出ている。例えば小学生であればある程度利用しているものの、中学生だとかなり減少する。保護者の回答も、「利用してない」という人は多い一方、「利用しているかどうか分からない」という回答も相当数ある。ただ、初期設定ではフィルタリングが入るようになってきたので、以前かなり認知度は低かったが、徐々に保護者にも知られるようになってはいる〔兵庫県教育委員会、2007〕。(図4)

フィルタリングの方式としては主に二つの種類に分かれ、「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」がある。一般にホワイトリスト方式は安全と認定されたサイトや、携帯電話事業者の公式サイトのみアクセス可とするもので安全性は比較的高いといわれる。他方、ブラックリスト方式では有害とみなされたサイトをブロックするようになっている。ただしこの場合、サイト側で頻繁にアドレスを変えていくことが多いので、フィルターの有効性は低くなる。また「モバゲータウン」や「前略プロフィール」などのサイトは、ホワイトリストで安全なサイトと認定されていて、アクセスできるようになっているのだ。そんな中、それらのサイトで実際にアドレス等を交換したり、出会い系のように実際に会ったりして被害に遭うというケースも出ているという。2010年8月の警察庁の発表によれば2010年上半年期に出会い系以外のサイトで601人の児童が被害を受けたとのことである〔警察庁、2010〕。これが多いか少ないかについては意見が分かれるところかもしれないが、筆者はまだ少ない方だと考える。なぜなら前

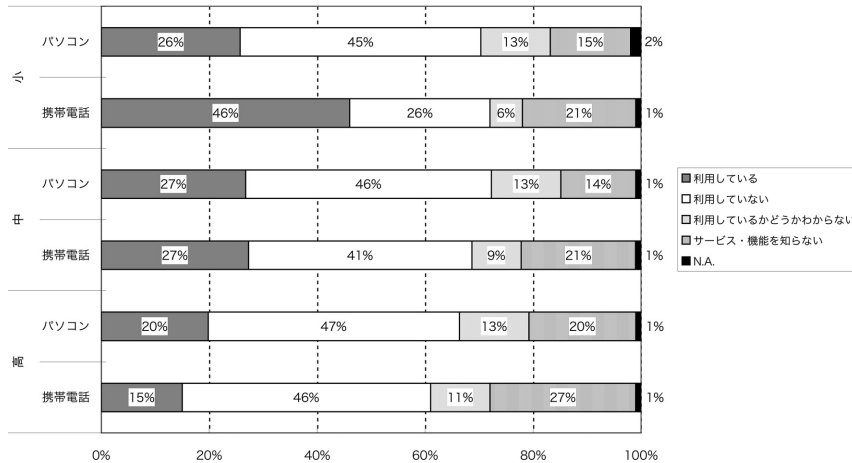


図4 フィルタリングの利用（保護者）
出所：兵庫県教育委員会、2007

略プロフィールやモバゲーはそれぞれ数百万、1,500万人にもものぼるユーザーがいる中でもそこまで留まっているというのが、それだけ各サイトが監視をしっかりとやっているということの裏返しであるからだ。とはいえ数百名の被害者が出ているというのは事実であるので、どう避けるかということとはきちんと教えなくてはならない。

パソコンなどにインストールして利用できるフィルタリングソフトもある。「i-フィルター」というのがそれで、スマートフォンや携帯ゲーム機などにも組み込めるようになっている。これは文部科学省の推薦ソフトにもなっているが、それらを導入するとある程度フィルタリングの効果が得られる。あるいは、現在どういうことが起こっているのか、どういうソフトを使うといいのか、どういうサイトが問題なのかについては財団法人インターネット協会の中で情報のページがある。さらにさまざまな知識を得るための実際に学習するサイトがあるので、それらを利用するのもいいだろう。

もうひとつ指摘しておかなければならないのは、これらの問題についての親子間の意識のギャップである。例えば利用にあたってルールを決めているかということであれば、保護者に尋ねると、小学生の親は使う時間であるとかインターネットの使い方などについてルールを決めていると答えている。ところがだんだんと中学・高校と上がっていくにつれて変わってくる。高校生になると子どもとはほとんど料金の話しかしていない。小学生では「インターネットの使い方」もルールについての話し合いの対象になっているものの、高3にもなるとそれが3割ほどにすぎない。とらえ方によっては、高校生に対して親たちは一人前の扱いをして自分で管理させているともいえるだろう〔兵庫県教育委員会、2007〕。(図5)

しかしながら、ネットいじめなどの問題やトラブルは高校生においても起こっているわけで、やはりそれでは十分な対応とはいえない。また、「ルールを決めていますか」という質問項目に

子どもとケータイ

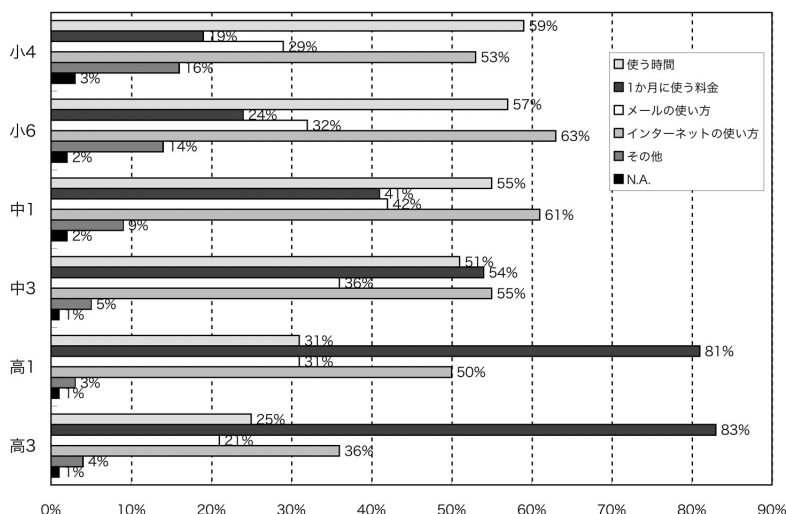


図5 決めているルール（保護者）

出所：兵庫県教育委員会、2007

については、小学生の場合保護者は63%がルールを決めていると答えているのに対し、児童は53%がルールを決めていると答えていて、10ポイントほどの差が生じている。その認識の差は、中学から高校になるにつれて広がっているのである。中学生では親は64%がルールを決めていると答えているのに対し、生徒でルールを決めているというのは43%にとどまっている。さらに高校生だと親は59%が決めると答えているのに対し、生徒は33%しかそのように認識しておらず、それぞれのギャップが開いていっている。ここで問題なのは、お互いの了解が得られていないことである〔兵庫県教育委員会、2007〕。（図6）

そうした状況で、仮に親子間でケータイやネットの利用についてのルールを決めて口約束を交わしても、ひとたび問題が生じた際には、言った言わないの水掛け論になってしまいかねない。そこでひとつの処方箋として、文書で誓約書を作成し、契約書などのように甲乙それぞれ2通作って親と子の間で持っておくのがよいという提案もある〔加納寛子、2009〕。

もうひとつ重要なポイントとしては、日頃から保護者とコミュニケーションがとれているかどうかという点がある。先の兵庫県の小学生の調査を再び見てみよう。例えばメールトラブルにあった時にどうするかという問いに対して、「親に相談する」という回答が多いものの、「だれにも相談しない」子も少なくない。また「メールの内容を見せて親と話をしている」という質問を子どもに対して尋ねると「話をしている」と答えているのはほぼ半分に留まるが、保護者の回答によれば「通話、メールの内容についてよく話している」、「時々話している」を合わせると大半が「話している」とあるように、ここにもギャップが存在している〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。

このような日頃からの保護者とのコミュニケーションの有無は、トラブルに遭遇した際の対

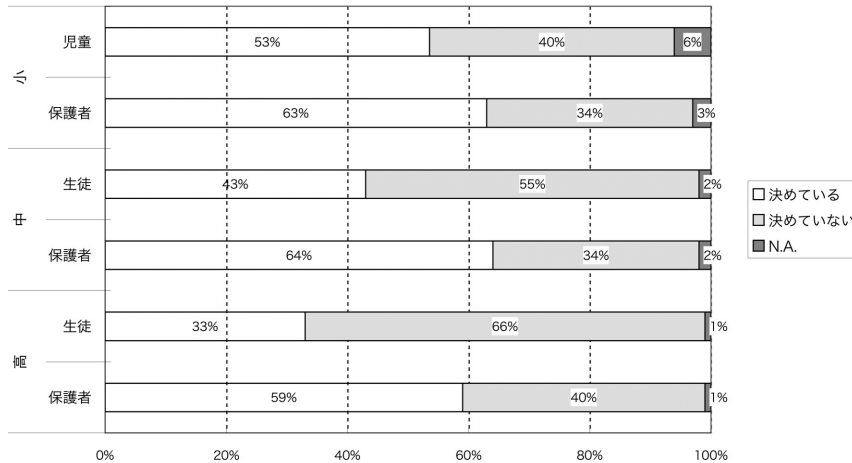


図6 利用に関するルール
出所：兵庫県教育委員会、2007

応と相関を持っている。たとえばチェーンメールにどう対応するかについて、親とよく話しているという子どもはほとんどが無視している一方、話していないという子どもは22%も次に転送してしまっている〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。チェーンメールは、「受け取って」、「送る」というのは、被害者であると同時に加害者にもなるため、対応については熟慮が必要である。

また、知らないサイトからのメール、いわゆる「スパム」、迷惑メールなどにどう対応するかについての質問で「ルールを親と決めている」と答えた子どもは9割が無視しているが、「決まりはない」と答えた子どもは23%もリンク先にアクセスしてしまっている。その結果、有害サイトにアクセスしたり架空請求サイトに行ったりしてしまっていることになる。メールトラブルの相談については、「決まりがある」という子どもは半数以上が親に相談している一方、「決まりがない」という子どもは過半数が相談しておらず、相談しているのは3割にとどまっている〔兵庫県阪神南県民局、2007〕。このような対応の差が如実に出てきてしまっている点を見れば、親子でケータイやネットへの接し方を共に学んでいくことや、親がまず実態を知ることがいかに重要であるかが理解できよう。

また、実は大人も危ないという面もある。警察庁の発表した架空請求詐欺の年齢・性別構成比をみると、一見やはり若い年代で被害が多いように見える。カテゴリー別では男性20代以下が一番多く18%をしめる。しかしこの男性20代以下というのは当然20代と10代の合計であり、場合によっては一桁の年齢の子どもが含まれている可能性も考えられる。ところが男性30代の14%と男性40代の8%を合わせると22%に達し、20代以下の比率を上回ってしまう〔警察庁、2006〕。したがって、若い人たちも危ないのだがおじさんも危ないということになり、「子どもが危ない」とよく言われるが、大人も実は危ないのだからということが理解できるだろう。したがって、大人と子どもと一緒に学習していくということは大きな意味を持っている

のだ。

そうした学習のための教材は最近になって充実してきたといえる。少し古いのが2006年にNTTドコモの「モバイル社会研究所」が出した「みんなのケータイ」シリーズという教材集がある〔モバイル社会研究所、2006〕。これは冊子にもなっており、PDFファイルをダウンロード可能である。サイト上には他に動画の教材も置かれている。またKDDIは「KDDIジュニアネット」でトラブル体験で実地に知ることができたり、ルールとマナーについて簡単に学ぶコーナーがあったりなどいろいろなコンテンツが用意されている〔KDDI株式会社CSR・環境推進室、2010〕。

同時にこれらの学習の機会では、最小限の技術的な知識についても学んでおく必要があると考えられる。例えばネットのサービス上ではブログや掲示板への書き込みは匿名でできるものの、その個々のアクセス情報というのはネットワーク内部では筒抜けである。すなわち、アクセス記録やコネクションID、IPアドレスなど、いつ誰が繋いだかという記録は全部管理者には把握できるようになっている。携帯電話の場合は携帯電話番号と使用者名が全部記録されている。だから例えば尖閣諸島の衝突事件の際にビデオがYouTubeにアップされたという事件でも、それでアクセス元が特定されたりしていたわけである。ところが、使っているなかでそういう知識を持たないために「どうせネットだと分からないだろう」と思って書き込んで事件になった場合に足が付いてしまう。2008年6月の秋葉原での殺傷事件の時には、犯行予告があった後で事件が起こったため、それ以降例えば「殺す」とか「傷つける」とかそういう発言があるとすぐに警察による捜査の対象とされるようになった。その後はそうした言葉を書き込んでしまったために補導された未成年者が続出している。だが少なくともネットについてのそうした知識があればそんなことは少なくともしなかったはずなので、ある意味不幸な犯罪だともいえる。

やはり使い手に求められるのは「実社会との繋がりをきちんと意識させること」であり、ネットというのはバーチャルな世界だけの話だけではないということを理解しておかねばならない。さらに人権などの権利を守る意識も重要だ。肖像権とか個人情報、プライバシーの問題、著作権などをしっかり守ることが求められている。

4 メディアリテラシーの意義

いわゆるIT革命でインターネットの利用が広がり、メディア状況には大きな変化が起こった。それは「送り手」と「受け手」に関して従来のマスメディアと私たちの関係から大きく変わってしまったということである。ブログに書き込んだり、アップしたりすると、その内容はもう誰でも全世界から見ることができる。そしてユーザーはそういうことをしっかり受け止められるだけのことをした上でアクセスしていかないといけないことになる。

近年メディアリテラシーを高めることが叫ばれているが、そこではコンピュータのソフトを

使いこなすというようなことだけでなく、情報メディアを使って自分が主体的に行動でき、創造性も発揮できるようになるということを同時に教えていって、それらを使いこなしていくことが求められている。水越伸が提示する「メディアリテラシーの三つの次元」では、メディアリテラシーを、メディアを「操作する」、すなわち機械やソフトを扱う、「受け取る」、それをつかって「表現する」という三つが重なり合った営みとしている〔水越伸、2005〕。逆にいえば、メディアの使い方に関して、そのどれか一つが欠けてもメディアリテラシーは不完全なものになってしまうのである。

また、フィルタリングが万能ではないことも指摘しておかねばならない。有害なものから隔離するという対策、例えばフィルタリングを使って情報を遮断すること、あるいはもっと極端なことでは、一昨年から大阪府を皮切りとして全国で始まったように小・中学校で「学校に携帯電話を持ち込ませない」、また高校では「学校で携帯電話を使わせない」という対策は、ある意味「隔離する」、あるいは「除菌」というようなイメージに近いものがあるといえる。しかしことネットやケータイに関しては、新型インフルエンザとか、口蹄疫といったようなものに対して隔離する、除菌するというような場合と同じような対応では限界がある。むしろそこではがんや生活習慣病のように、日常のなかにリスクが潜んでおり、いかにそうしたリスクを減らすかということの方が重要になる。そこには特効薬は存在しないのである。

そこで必要なものの一つに、免疫性とか抵抗力のようなもの、あるいはそれに近いようなある種の鈍感さが必要ではないかと筆者は考えている。例えば「死ぬ」とか「殺す」とか「うざい」などと言われても、それくらいはネットでいろいろやり取りしている中であるかもしれないということを理解しておくということである。法的規制も限界があり、例えば出会い系サイトの規制法だとか青少年ネット規制法などが制定されているものの、そうした法律で規制される範囲からは抜け落ちる事象はつねに生じてくるものである。その場合の対応にはやはりある種のリテラシーが求められる。それを生かしていくためには、学校と児童生徒と保護者という三者のコミュニケーションや連携が当然、密なものではなくてはならないだろう。

最後に一言付け加えれば、ケータイやネットは強力な武器であるゆえ、活用できればさまざまな能力が拡大できるが、同時にそれは一歩間違うと凶器にもなりうる。つねにそういうことを意識しつつ、使いこなすための知識やリテラシーを高めていかなければならないのだといえよう。

参考文献

- 兵庫県教育委員会・インターネット社会におけるいじめ問題研究会、2007「インターネット及び携帯電話の利用状況等に関するアンケート調査」
- 兵庫県阪神南泉民局・阪神南青少年本部、2007『ご存知ですか？ 子どもたちのケータイをめぐる実態－阪神

子どもとケータイ

『南地域の小学5年生及び保護者の携帯電話の利用に関する調査報告一』

加納寛子、2009「子どもとケータイ」学事出版『月刊生徒指導』2009年6月号

川崎市PTA連絡協議会、2010「ITひろばトラブル事例」(<http://www.pta-kawasaki.jp/it3.html>)

警察庁、2006「『振り込め詐欺（恐喝）』の認知・検挙状況等について（平成17年11月）」

警察庁、2010「平成22年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について」(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02-1.pdf>)

KDDI株式会社CSR・環境推進室、2010「子どもを取り巻くケータイ/インターネット社会について考える」(<http://www.kddi.com/junior/index.html>)

モバイル社会研究所、2006『みんなのケータイ2』(<http://www.moba-ken.jp/theme/kidsmobile/textbook>)

水越伸、2005『メディア・ピオトプーメディアの生態系をデザインする一』紀伊國屋書店

大阪府教育委員会・携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議、2008「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」(http://www.pref.osaka.jp/fumin/doc/houdou_siryou2_20695.pdf)

